

様式1 厚木市報道資料		発 信 日	
(制度、その他一般等)		令和2年5月18日	
1	件 名	厚木市子育て応援臨時給付金について	
2	概 要	国の特別定額給付金の交付について順次進められていますが、当該給付金の対象とならない4月28日から5月31日までに出生した、新生児を対象に、1人当たり10万円の臨時給付金を支給します。	
3	目 的	特別定額給付金の対象とならない新生児がいる子育て世帯へ臨時給付金を支給し、他の子育て世帯への支援との均衡を図り、経済的な負担軽減につなげます。	
4	背 景	国の緊急事態宣言が5月31日まで延長された中、特別定額給付金の基準日（4月27日）の翌日以降に出生した新生児は給付金の対象外となっています。	
5	PRしたい内容、セールスポイント、前回との違い等	特別定額給付金の対象とならない子どもがいる子育て世帯への支援を行うことで、特別定額給付金の交付の対象となっている家庭との均衡を図るとともに、市内の子育て世帯への幅広い支援を行います。	
6	予 算	13,100千円	
7	他市の状況	開成町	
8	問合せ先	部課名	厚木市 こども未来部 子育て給付課
		電話	(046) 225-2230